

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の改定について

診療行為		点数	対象の患者
医療情報・システム基盤整備体制充実加算1	初診	6点	・保険証など、マイナンバーカード以外で資格確認した患者 ・マイナンバーカードによる資格確認時、診療情報の取得に同意しなかった患者 ・マイナンバーカードが破損などにより利用できない患者やマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書が失効している患者
医療情報・システム基盤整備体制充実加算3	再診	2点	
医療情報・システム基盤整備体制充実加算2	初診	2点	・保険証と紐づけたマイナンバーカードで資格確認し、診療情報の取得に同意した患者 ・他医療機関から診療情報の提供があった患者

診療行為名	点数	診療行為コード
医療情報・システム基盤整備体制充実加算1(初診)	6点	111015970
医療情報・システム基盤整備体制充実加算2(初診)	2点	111016070
医療情報・システム基盤整備体制充実加算3(再診)(経過措置)	2点	112026570
医療情報・システム基盤整備体制充実加算1(医学管理等)	6点	113045070
医療情報・システム基盤整備体制充実加算2(医学管理等)	2点	113045170
医療情報・システム基盤整備体制充実加算3(医学管理等・経過措置)	2点	113045270

施設基準

以下のすべてを満たしていること。

・オンライン請求を行っている

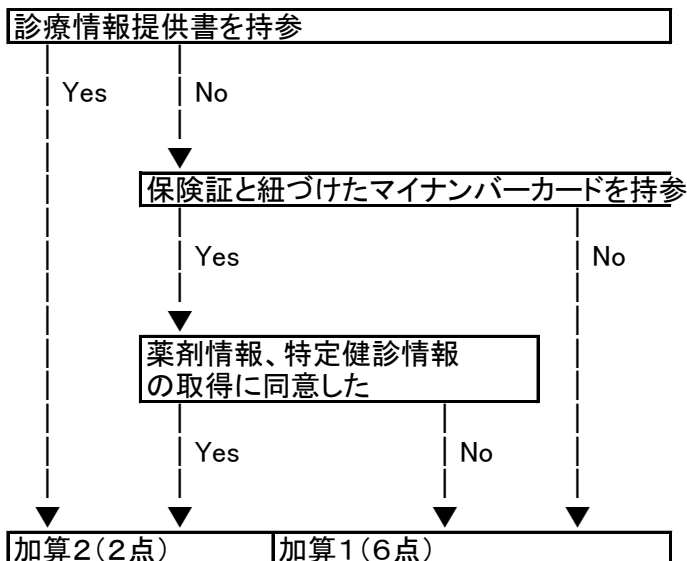
(現在、オンライン請求を行っていない医療機関もオンライン請求を令和5月12月31日までに開始する旨の届け出を行っている保険医療機関は算定が可能です。)

・オンライン資格確認を行っている。

・オンライン資格確認を行っていること、質の高い診療を実施するための十分な情報を取得、活用して診療を行うことについて、保険医療機関の見やすい場所とホームページ等に掲示している。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算の算定の流れ

< 初診の場合 > ※別紙様式54を満たす問診票を使用している



< 再診の場合 > ※加算の算定に当たっては他院からの処方を含めた薬剤情報や必要に応じて健診情報等を問診等で確認する

